

(第2回定時株主総会)

別冊 株主総会参考書類

株式会社アライドハーツ・ホールディングスの
最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式会社ココカラファイン ホールディングス

(添付書類)

事業報告

(平成20年11月16日から
平成21年11月15日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部で内外景気対策の効果などによる回復の兆しが見られるものの、円高の進行や不安定な雇用情勢など、依然厳しい環境で推移しております。個人消費におきましても、所得不安を背景に消費マインドは節約志向を強め、引き続き低調で推移しております。

当社グループの属するドラッグストア業界におきましても、消費者の生活防衛意識の高まりや、改正薬事法の施行に伴う異業態を交えた出店・価格競争の激化など、一層厳しいものとなっております。

このような経営環境のもと、当社グループは、小商圏型ドラッグストアとして、地域生活者のニーズに合った品目・価格対応による商圈内顧客の固定化と、生産性向上によるコスト構造の適正化を進めるとともに、薬事法の改正に伴う資格者の的確な配置など、地域生活者への適切な情報提供に努めてまいりました。

店舗につきましては、株式会社ジップドラッグで16店舗、株式会社ライフオーで10店舗の計26店舗を新規出店いたしました。退店は、株式会社ジップドラッグで10店舗、株式会社ライフオーで8店舗の計18店舗で、これにより当連結会計年度末のグループ直営店舗数は376店舗となりました。

営業に関しては、調剤部門の業績が堅調に推移したことや、新型インフルエンザ関連商材の需要増がある一方で、チラシ配布枚数削減によるチラシ依存度の高い食品類の売上減や天候不順等による季節商材の販売不振などにより、当連結会計年度の売上高は、1,002億77百万円（前期比1.7%減）となりました。

損益面においては、堅調な調剤部門業績やP B商品の積極展開による粗利益率の向上、店舗作業の効率化やエリア別の販促の適正化などにより、営業利益は34億12百万円（前期比0.4%増）、経常利益は39億29百万円（前期比1.2%増）となりました。特別損益には、減損損失7億30百万円、賃貸借契約解約損1億98百万円等の特別損失を10億26百万円計上したことにより、当期純利益は16億91百万円（前期比18.0%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は21億33百万円で、主なものは連結子会社の新規出店に係わる資産取得等によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社である株式会社ジップドラッグは、平成21年8月16日を合併期日として、同社を存続会社、当社非連結子会社である株式会社ジップ・コーポレーションを消滅会社とする吸収合併を行いました。

当社の連結子会社である株式会社ライフオートは、平成21年8月16日を合併期日として、同社を存続会社、当社連結子会社である株式会社松ノ木薬品を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが属するドラッグストア業界は、個人消費が冷え込むなか、薬事法の改正を機に、異業態を交えた出店・価格競争が激化し、今後も楽観を許さない状況が続くと思われまます。

これらを踏まえ、当社グループは下記を最も重要な経営課題と認識して取り組んでまいります。

①MD（マーチャン・ダイジニング）力強化による商圏内顧客の固定化

店舗毎に地域の生活者の必要かつ好みに合った商品を常に品揃えし、適時に売場に展開し、適量を在庫し、適正価格をプライシングする仕組みを合理的なコストで実現し、商圏内顧客の固定化および来店頻度の向上を目指してまいります。

②第Ⅰ類医薬品販売の強化と調剤事業の推進による専門性の強化

薬事法の改正により薬剤師の医薬品販売に係る諸条件が明確に整備されました。当社グループは引き続き優秀な薬剤師の確保と育成に全力をあげ、第Ⅰ類医薬品の販売と調剤事業の積極的な展開を推進してまいります。

③労働分配率の改善

人件費の効率化は重要な経営課題であり、店舗業務の明確化と課題のある店舗の業務量の適正化を進め、労働分配率の改善を図ってまいります。

④組織運営および内部統制制度の確立

内部統制制度の確立を通して、業務フローの統一とシステム化による業務の効率化を図るとともに統制の取れた運営と情報の共有を実現し、リスクマネジメントに基づくコンプライアンスの推進を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成19年11月期	平成20年11月期	平成21年11月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	103,543	102,056	100,277
経 常 利 益 (百万円)	3,680	3,883	3,929
当期純利益 (百万円)	904	2,061	1,691
1株当たり当期純利益	19円39銭	45円66銭	38円90銭
総 資 産 (百万円)	38,729	36,634	36,450
純 資 産 (百万円)	10,100	11,251	12,161

(注) 1. 当社は、平成18年11月16日設立のため、平成19年11月期より記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況 (平成21年11月15日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ジップドラッグ	100 百万円	100.0 %	ドラッグストア・調剤薬局の経営
株式会社ライフオート	100	100.0	ドラッグストア・調剤薬局の経営

(注) 1. 株式会社ジップドラッグは、平成21年8月16日を合併期日として、同社を存続会社、株式会社ジップ・コーポレーションを消滅会社とする吸収合併を行いました。

2. 株式会社ライフオートは、平成21年8月16日を合併期日として、同社を存続会社、株式会社松ノ木薬品を消滅会社とする吸収合併を行いました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ジップウォンツ	100百万円	50.0%	医薬品等の卸売

(11) 主要な事業内容（平成21年11月15日現在）

当社は、グループ会社各社の経営指導、管理および商品仕入機能を担っております。当社グループは、連結子会社2社、持分法適用関連会社1社で構成され、医薬品、化粧品、生活雑貨を中心とする生活関連用品の販売および卸売、保険調剤を営んでおります。

(12) 主要な事業所（平成21年11月15日現在）

① 当社

本社：神戸市中央区

物流センター：大阪物流センター（大阪市鶴見区）、舞洲物流センター（大阪市此花区）
小牧物流センター（愛知県小牧市）、豊橋物流センター（愛知県豊橋市）
鈴鹿物流センター（三重県鈴鹿市）、米子物流センター（鳥取県米子市）
京都物流センター（京都府乙訓郡）

② 重要な子会社

会社名	本社所在地	店舗所在地	
株式会社ジップドラッグ	名古屋市西区	愛知県（97店舗） 三重県（51店舗） 奈良県（20店舗） 滋賀県（7店舗）	岐阜県（17店舗） 静岡県（9店舗） 和歌山県（14店舗） 計215店舗
株式会社ライフオート	兵庫県尼崎市	兵庫県（73店舗） 鳥取県（10店舗） 東京都（5店舗） 京都府（21店舗）	大阪府（48店舗） 島根県（3店舗） 神奈川県（1店舗） 計161店舗

(13) 従業員の状況 (平成21年11月15日現在)

会 社 名	従業員 期末人数	前期末比 増 減	平均年齢	平均勤続 年 数
株式会社アライドハーツ・ホールディングス	42名	△2名	44歳5ヶ月	10.2年
株式会社ジップドラッグ	797名	53名	36歳3ヶ月	6.8年
株式会社ライフオート	617名	△16名	36歳11ヶ月	9.1年
計または平均	1,456名	35名	36歳10ヶ月	7.8年

- (注) 1. 当社従業員は、すべて連結子会社からの転籍者および出向者であり、その平均勤続年数は当該会社での勤続年数を通算しております。
2. 平成21年8月16日に株式会社ライフオートと株式会社松ノ木薬品は、株式会社ライフオートを存続会社として合併いたしましたので、従業員期末人数の前期末比増減は、両社の合算の数値にて記載しております。
3. 上記従業員のほかに、当社に相談役3名、株式会社ジップドラッグに顧問1名、株式会社ライフオートに顧問3名および次のとおり臨時社員（パートタイマーおよびアルバイト、1日8時間換算による期中平均人員）がおります。

会 社 名	臨時社員数
株式会社アライドハーツ・ホールディングス	8名
株式会社ジップドラッグ	939名
株式会社ライフオート	416名
計	1,363名

(14) 主要な借入先の状況 (平成21年11月15日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,573 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,258
株 式 会 社 百 五 銀 行	617
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	575
株 式 会 社 四 国 銀 行	456
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	375
尼 崎 信 用 金 庫	336
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	300
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	220

2. 会社の株式に関する事項（平成21年11月15日現在）

- (1) 発行可能株式総数 185,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,709,940株（自己株式11,706株を含む。）
 (注)自己株式の消却により、発行済株式の総数は、平成21年1月22日付で1,200,000株、平成21年11月13日付で700,000株、合計1,900,000株減少いたしました。
- (3) 株 主 数 1,778名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
石 橋 一 郎	6,020,000 株	14.09 %
アライドハーツ従業員持株会	2,482,908	5.81
山 本 健 一	2,105,040	4.93
熊 澤 厚 生	2,099,280	4.91
株 式 会 社 イ シ バ シ	1,952,000	4.57
株 式 会 社 デ ュ ア ル バ ラ ンス	1,944,000	4.55
舌 古 宏	1,898,240	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,863,000	4.36
有限会社シーズホールディングス	1,540,080	3.60
久 松 正 志	1,187,320	2.78

(注) 持株比率は自己株式数（11,706株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成21年11月15日現在）

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

平成18年11月16日の株式移転に際し、当社子会社である株式会社ジップドラッグが平成14年5月31日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付した新株予約権

①新株予約権の払込金額 払込を要しない

②新株予約権の行使価格 1個につき240,840円

③新株予約権の行使条件 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、株式会社アライドハーツ・ホールディングスまたは株式会社アライドハーツ・ホールディングスの子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由ある場合はこの限りでない。

④新株予約権の行使期間 平成18年11月16日～平成24年5月31日

⑤当社役員保有状況

	新株予約権 の 数	目的となる株式の 種類および数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,480株	1名

(注) 1. 新株予約権1個につき付与される普通株式の数は、1,080株であります。

2. 当社取締役に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成21年11月15日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	久松正志	株式会社十社会 代表取締役社長
代表取締役社長	石橋一郎	社長執行役員 株式会社ライフオート 取締役会長 株式会社ジップウォンツ 取締役
取 締 役	西崎昭	執行役員（経営企画室、情報システム部、薬事部門管掌）
取 締 役	古松泰造	執行役員（CSR推進室長）
取 締 役	北山真	弁護士
監査役（常勤）	川久保知子	株式会社ライフオート 監査役
監 査 役	清水明	公認会計士 美津濃株式会社 社外監査役
監 査 役	青木清明	株式会社ジップドラッグ 監査役

- (注) 1. 取締役北山真氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役清水明、青木清明の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役清水明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役古松泰造氏は、平成21年2月7日開催の第2期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
 5. 代表取締役副社長北嶋永一、取締役平瀬慎治の両氏は、平成21年2月7日開催の第2期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員（名）	報酬額（千円）	摘 要
取締役	7	119,000	（うち社外取締役2名、7,250千円）
監査役	3	19,800	（うち社外監査役2名、7,200千円）
計	10	138,800	

- (注) 1. 上記の員数には、平成21年2月7日開催の第2期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名および社外取締役1名が含まれております。
 2. 使用人兼務取締役の使用人としての職務に対して支払った給与相当額はありません。
 3. 取締役および監査役に支払った賞与金および退職慰労金はありません。
 4. 取締役の報酬等の額は、月額20百万円以内であります。
 5. 監査役の報酬等の額は、月額5百万円以内であります。
 6. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
社 外 監 査 役	清 水 明	美津濃株式会社	社外監査役
	青 木 清 明	株式会社ジップドラッグ	監査役

美津濃株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

株式会社ジップドラッグは、当社の100%子会社であり、同社との間には、経営管理、商品供給、金銭貸付の関係があります。

②主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	北 山 真	当事業年度開催の取締役会には、20回中19回出席し、主に弁護士としての経験や専門的見地から、必要な意見、発言を行っております。
社 外 監 査 役	清 水 明	当事業年度開催の取締役会には、20回中19回、また監査役会には19回中19回出席し、主に公認会計士としての経験や専門的見地から、必要な意見、発言を行っております。
社 外 監 査 役	青 木 清 明	当事業年度開催の取締役会には、20回中18回、また監査役会には19回中18回出席し、豊富な経験と高い見識に基づき、必要な意見、発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、社外役員との責任限定契約は締結していません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	報酬額
①当社の当事業年度に係る報酬等の額	42百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、M&Aに係る資産および負債の評価に関する業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針について決議いたしております。その決議の概要ならびに決議に基づき実施した施策は、次のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人は、当社の「経営理念」、「倫理綱領」、「内部統制規程」、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」に従い、法令、定款および社会規範を遵守した行動をとる。
- ②市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くとともに、「反社会的勢力への対応に関する規程」に従い、あらゆる関係の排除に努める。
- ③当社および子会社（以下、「当社グループ」という）は、当社社長を委員長とする「企業倫理・リスク管理委員会」において、コンプライアンスに関する重要事項を審議する。
- ④CSR推進室は、コンプライアンスに関する取組みを統括し、取締役および使用人に対して当社グループ共通の「倫理綱領」の周知徹底を行う。
- ⑤取締役および使用人は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、CSR推進室長に報告するものとする。また第三者機関を直接の情報受領者とする「内部通報制度」により、法令違反その他重要な事実発見の漏れを防止する。
- ⑥監査役は、当社グループの法令遵守体制および社内外の通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令のほか、「文書管理規程」および「情報セキュリティ基本方針」に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①業務の執行に付随するリスクについては、「リスク管理規程」に従い、当社グループのリスク管理を行う。
- ②社長を委員長とする「企業倫理・リスク管理委員会」において、リスク管理方針、リスクの評価ならびに防止対策、教育研修、危機管理体制の整備や見直し等、リスク管理に関する重要事項を審議する。
また社長は必要に応じて、リスク管理に関する事項を取締役に報告する。
- ③CSR推進室は、リスク管理状況を監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、使用人の業務執行状況を監督する。
- ②取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
また、毎月2回程度開催する執行役員会を活用して、機動的な業務執行を図る。
- ③「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において、それぞれの責任者とその責任、執行手続を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ共通の経営方針をグループ各社に周知徹底することで、業務の適正の確保に努める。
- ②グループ各社における業務の適正を確保するため、当社グループ共通の「倫理綱領」の周知を図るとともに、グループ各社に適用する「関係会社管理規程」に基づく経営管理を行い、情報管理・危機管理の統一と共有化、経営の効率化を確保する。
- ③CSR推進室は、グループ各社の内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性およびコンプライアンスを確保する。
- ④当社グループにおいて、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、CSR推進室長に報告するものとする。またこれらの法令違反その他重要な事実発見の漏れをなくすための仕組みとして、第三者機関を直接の情報受領者とする「内部通報制度」により補完する。

- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、C S R推進室の使用人が中心となって監査役に協力する。
なお当該使用人の異動等に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。
- (7) **取締役および使用人が監査役へ報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
①監査役は、取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとする。また前記にかかわらず監査役は、いつでも必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
②監査役は、社長、監査法人、C S R推進室長と定期的または随時に意見交換会を開催することができる。
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
①監査役は、取締役会、執行役員会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対しその説明を求めることができる。
②監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議または意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。
③監査役は、グループ各社の代表取締役と会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、グループ各社が対処すべき課題、グループ各社を取り巻くリスク、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見交換する。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年11月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	[18,250]	I 流動負債	[20,979]
現金及び預金	1,210	買掛金	14,515
売掛金	2,043	短期借入金	1,100
商品及び製品	12,204	1年内返済予定の長期借入金	2,092
原材料及び貯蔵品	20	未払金	1,680
前払費用	301	未払費用	151
繰延税金資産	553	未払法人税等	377
未収入金	1,541	賞与引当金	542
その他	374	ポイント引当金	381
II 固定資産	[18,200]	その他	138
(1) 有形固定資産	[8,807]	II 固定負債	[3,309]
建物及び構築物	5,478	社債	300
車両運搬具	5	長期借入金	2,643
工具、器具及び備品	800	退職給付引当金	15
土地	2,023	役員退職慰労引当金	24
リース資産	179	負ののれん	50
建設仮勘定	319	その他	275
(2) 無形固定資産	[910]	負債合計	24,289
借地権	184	純資産の部	
ソフトウェア	209	科 目	金 額
のれん	455	I 株主資本	[12,146]
その他	61	(1) 資本金	[1,442]
(3) 投資その他の資産	[8,482]	(2) 資本剰余金	[859]
投資有価証券	166	(3) 利益剰余金	[9,847]
関係会社株式	64	(4) 自己株式	[△2]
長期前払費用	498	II 評価・換算差額等	[14]
長期貸付金	14	その他有価証券評価差額金	[14]
繰延税金資産	903		
差入保証金	6,815	純資産合計	12,161
その他	44		
貸倒引当金	△26	負債及び純資産合計	36,450
資産合計	36,450		

連 結 損 益 計 算 書

(平成20年11月16日から
平成21年11月15日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		100,277
II 売上原価		74,021
III 売上総利益		26,256
III 販売費及び一般管理費		22,844
IV 営業利益		3,412
IV 営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	5	
受取家賃	181	
負のれんの償却額	40	
受取手数料	340	
固定資産受贈益	76	
その他	68	754
V 営業外費用		
支払利息	62	
支払費用	116	
その他	59	237
経常利益		3,929
VI 特別利益		
貸倒引当金戻入益	0	0
VII 特別損失		
固定資産除却損失	50	
減価償損	730	
貸借契約解約損	198	
その他	47	1,026
税金等調整前当期純利益		2,902
法人税、住民税及び事業税	994	
法人税等調整額	216	1,210
当期純利益		1,691

連結株主資本等変動計算書

(平成20年11月16日から
平成21年11月15日まで)

(単位：百万円)

科目、残高及び変動事由	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,442
当期末残高	1,442
資本剰余金	
前期末残高	1,289
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
自己株式の消却	△ 429
当期変動額合計	△ 429
当期末残高	859
利益剰余金	
前期末残高	8,512
当期変動額	
剰余金の配当	△ 356
当期純利益	1,691
当期変動額合計	1,334
当期末残高	9,847
自己株式	
前期末残高	△ 2
当期変動額	
自己株式の取得	△ 429
自己株式の処分	0
自己株式の消却	429
当期変動額合計	0
当期末残高	△ 2
株主資本合計	
前期末残高	11,241
当期変動額	
剰余金の配当	△ 356
当期純利益	1,691
自己株式の取得	△ 429
自己株式の処分	0
自己株式の消却	-
当期変動額合計	905
当期末残高	12,146

(単位：百万円)

科目、残高及び変動事由	金	額
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		10
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		4
当期変動額合計		4
当期末残高		14
評価・換算差額等合計		
前期末残高		10
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		4
当期変動額合計		4
当期末残高		14
純資産合計		
前期末残高		11,251
当期変動額		
剰余金の配当		△ 356
当期純利益		1,691
自己株式の取得		△ 429
自己株式の処分		0
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		4
当期変動額合計		909
当期末残高		12,161

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称

(株)ジップドラッグ、(株)ライフオート

平成21年8月16日付で、当社連結子会社であります(株)ライフオートが、同じく連結子会社でありました(株)松ノ木薬品を吸収合併しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称

(株)ジップウォンツ

(株)ジップウォンツの決算日が連結決算日と異なるため、持分法の適用に当たっては、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

- ・商品及び製品……………月次総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した
（リース資産を除く） 建物（建物附属設備を除く）については定額法）を

採用しております。
事業用定期借地権が設定されている借地上の建物の減価償却は、当該借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～47年
工具、器具及び備品	2～20年

ロ. 無形固定資産……………定額法

事業用定期借地権が設定されている借地権については、借地契約期間を耐用年数とする定額法を採用しており、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、平成20年4月1日前に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法……………金利スワップは特例処理を採用しております。
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象……………借入金等の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用しております。
- ・ヘッジ方針……………主に金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用することを基本方針としております。
- ・ヘッジ有効性の評価の方法……………金利スワップ取引については、事前に特例処理の条件に合致していることを確認しているため、事後の有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
なお、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

(5) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんは、のれんが発生した都度、案件ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、実態に基づいた適切な償却期間において定額法により償却することとしております。

(7) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

① 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

たな卸資産については、従来、主として「月次総平均法による原価法」によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号(平成18年7月5日))が適用されたことに伴い、主として「月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)」により算定しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3百万円増加し、税金等調整前当期純利益は、18百万円減少しております。

② リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、平成20年4月1日前に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

③ 連結貸借対照表の表示方法の変更

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「商品」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」に、「貯蔵品」として掲記されていたものは、「原材料及び貯蔵品」にそれぞれ掲記しております。

④ 連結損益計算書の表示方法の変更

前連結会計年度において独立掲記しておりました「固定資産売却損」(当連結会計年度0百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記事項

有形固定資産の減価償却累計額

8,363百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	44,609,940	—	1,900,000	42,709,940

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少1,900,000株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の 種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効 力 発生日
平成21年2月7日 定時株主総会	普通 株式	356百万円	8円	平成20年 11月15日	平成21年 2月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

上記の事項については、次のとおり付議いたします。

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額	1株 当たり 配当額	基 準 日	効 力 発生日
平成22年2月6日 開催予定 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	341百万円	8円	平成21年 11月15日	平成22年 2月8日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式数	714,960株

(注) 平成22年2月6日開催予定の第3期定時株主総会における承認を前提として、株式の併合(5株を1株に併合)を実施する予定であり、当該株式併合を織り込んだ未行使残高は、142,992株であります。

4. 1株当たり情報に関する注記事項

- (1) 1株当たり純資産額 284円83銭
 (2) 1株当たり当期純利益 38円90銭

5. 重要な後発事象に関する注記事項

(株式併合)

当社は、平成21年12月24日開催の取締役会において、平成22年2月6日開催予定の第3期定時株主総会に、下記のとおり株式の併合（5株を1株に併合）および単元株式数の変更（現行の1,000株から100株に変更）について付議することを決議しております。

(1) 株式併合

①株式併合の目的

当社の発行済株式総数が株式会社ジャスダック証券取引所の上場企業の平均上場株式数と比較して多く、また当社の時価総額に対する発行済株式総数の割合も株式会社ジャスダック証券取引所の上場企業の全体の状況と比較して高い割合となっていることから、当社株式を併合して発行済株式総数の適正化を図るためであります。

②株式併合の方法

平成22年4月1日をもって、当社普通株式5株を1株に併合いたします。ただし、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却処分とし、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数に応じて分配いたします。

③1株当たり情報に及ぼす影響

株式併合により減少する株式数

発行済株式総数（平成21年11月13日現在）	42,709,940株
併合による減少株式数（注）1、2	34,167,952株
併合後の発行済株式総数（注）1、2	8,541,988株

(注) 1. 併合による減少株式数は、発行済株式総数に株式併合割合を乗算した理論値です。

2. 当社は、新株予約権（ストック・オプション）を発行しており、その権利行使状況により上記各株式数変動する場合があります。
3. 当該株式併合が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額	1,424円14銭
1株当たり当期純利益	194円49銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

④株式併合の条件

平成22年2月6日開催予定の第3期定時株主総会において「株式併合の件」が承認可決されることを条件とします。

(2) 単元株式数の変更

①単元株式数変更の理由

当社株式の単元株式数を全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」において最終的な目標とされている売買単位である100株に変更するものです。

②単元株式数変更の条件

平成22年2月6日開催予定の第3期定時株主総会において「株式併合の件」および「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

(3) 株式併合および単元株式数の変更の日程

- | | |
|----------------|----------------|
| ①取締役会決議日 | 平成21年12月24日（木） |
| ②定時株主総会決議日 | 平成22年2月6日（土）予定 |
| ③株式併合の効力発生日 | 平成22年4月1日（木）予定 |
| ④単元株式数変更の効力発生日 | 平成22年4月1日（木）予定 |

貸借対照表

(平成21年11月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	[20,708]	I 流動負債	[18,743]
現金及び預金	103	買掛金	14,492
売掛金	6,734	短期借入金	1,100
商品及び製品	554	1年内返済予定の長期借入金	2,076
前払費用	11	未払金	823
短期貸付金	11,469	未払費用	6
繰延税金資産	29	預り金	8
未収入金	1,419	未払法人税等	206
立替金	381	賞与引当金	20
その他	6	その他	8
II 固定資産	[9,668]	II 固定負債	[2,643]
(1) 有形固定資産	[15]	長期借入金	2,643
工具、器具及び備品	14	負債合計	21,386
その他	1	純資産の部	
(2) 無形固定資産	[83]	科 目	金 額
ソフトウェア	82	I 株主資本	[8,991]
その他	0	(1) 資本金	[1,442]
(3) 投資その他の資産	[9,569]	(2) 資本剰余金	[6,889]
投資有価証券	93	資本準備金	529
関係会社株式	9,419	その他資本剰余金	6,360
繰延税金資産	0	(3) 利益剰余金	[662]
長期前払費用	4	その他利益剰余金	662
その他	52	繰越利益剰余金	662
		(4) 自己株式	[△2]
		II 評価・換算差額等	[△0]
		その他有価証券評価差額金	[△0]
		純資産合計	8,991
資産合計	30,377	負債及び純資産合計	30,377

損 益 計 算 書

(平成20年11月16日から)
(平成21年11月15日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		77,730
II 売 上 原 価		76,309
売 上 総 利 益		1,421
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		926
営 業 利 益		495
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	80	
受 取 手 数 料	298	
そ の 他	3	382
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52	
支 払 手 数 料	14	
そ の 他	0	66
経 常 利 益		810
VI 特 別 損 失		
賃 貸 借 契 約 解 約 損	1	
そ の 他	0	1
税 引 前 当 期 純 利 益		808
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	338	
法 人 税 等 調 整 額	△3	334
当 期 純 利 益		474

株主資本等変動計算書

(平成20年11月16日から)
(平成21年11月15日まで)

(単位：百万円)

科目、残高及び変動事由	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,442
当期末残高	1,442
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	529
当期末残高	529
その他資本剰余金	
前期末残高	6,790
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
自己株式の消却	△ 429
当期変動額合計	△ 429
当期末残高	6,360
資本剰余金合計	
前期末残高	7,319
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
自己株式の消却	△ 429
当期変動額合計	△ 429
当期末残高	6,889
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	545
当期変動額	
剰余金の配当	△ 356
当期純利益	474
当期変動額合計	117
当期末残高	662
利益剰余金合計	
前期末残高	545
当期変動額	
剰余金の配当	△ 356
当期純利益	474
当期変動額合計	117
当期末残高	662

(単位：百万円)

科目、残高及び変動事由	金額
自己株式	
前期末残高	△ 2
当期変動額	
自己株式の取得	△ 429
自己株式の処分	0
自己株式の消却	429
当期変動額合計	<u>0</u>
当期末残高	<u>△ 2</u>
株主資本合計	
前期末残高	9,303
当期変動額	
剰余金の配当	△ 356
当期純利益	474
自己株式の取得	△ 429
自己株式の処分	0
自己株式の消却	—
当期変動額合計	<u>△ 312</u>
当期末残高	<u>8,991</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 0
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0
当期変動額合計	<u>△ 0</u>
当期末残高	<u>△ 0</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 0
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0
当期変動額合計	<u>△ 0</u>
当期末残高	<u>△ 0</u>
純資産合計	
前期末残高	9,303
当期変動額	
剰余金の配当	△ 356
当期純利益	474
自己株式の取得	△ 429
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0
当期変動額合計	<u>△ 312</u>
当期末残高	<u>8,991</u>

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式及び………移動平均法による原価法を採用しております。
関連会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・時価のないもの………移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ たな卸資産
 - ・商品及び製品………月次総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料及び貯蔵品………最終仕入原価法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産………定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 2年～10年
- ② 無形固定資産………定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ 長期前払費用………定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

- ・消費税等の………消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式による会計処理
会計処理 しております。

(5) 会計方針の変更

① 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

たな卸資産については、従来、主として「月次総平均法による原価法」によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号(平成18年7月5日))が適用されたことに伴い、主として「月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)」により算定しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

② リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、平成20年4月1日前に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

(6) 貸借対照表の表示方法の変更

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「商品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」として掲記しております。

(7) 損益計算書の表示方法の変更

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、営業外費用の100分の10を超えたため区分掲記しました。

なお、前事業年度における「支払手数料」の金額は、5百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 45百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権および債務（区分掲記されているものを除く）

(単位：百万円)

短期金銭債権	18,591
短期金銭債務	730

3. 損益計算書に関する注記事項

関係会社との営業取引による取引高および営業取引以外の取引による取引高の総額

(単位：百万円)

営業取引高	82,714
営業取引以外の取引高	80

4. 株主資本等変動計算書に関する注記事項

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	10,944	1,900,962	1,900,200	11,706

(注)1. 普通株式の自己株式の増加1,900,962株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得による増加1,900,000株および単元未満株式の買取請求による増加962株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少1,900,200株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少1,900,000株および単元未満株式の買増請求による減少200株であります。

5. 税効果会計に関する注記事項

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
未払事業税	19
賞与引当金	8
未払社会保険料	1
その他	0
繰延税金資産小計	29
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	29
繰延税金資産（負債）の純額	29

6. リースにより使用する固定資産に関する注記事項

貸借対照表に計上した固定資産のほか、物流センターのフォークリフトについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記事項

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲から熊澤厚生、舌古 宏、山本健一に対する相談役報酬の支払に関する取引が除外となりました。

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱ジップドラッグ (注) 2	100	医薬品・ 化粧品・ 生活雑貨 等の販売 および保 険調剤	100%	兼任 1名	商品の 供給、 資金の 貸借等	商品供給 売上	42,784	売掛金	3,803
							資金の貸借 および 支払代行	46,390	短期 貸付金	7,000
								46	立替金	76
							受取利息	46	未収収益	3
子会社	㈱ライフオート (注) 2、3	100	医薬品・ 化粧品・ 生活雑貨 等の販売 および保 険調剤	100%	兼任 2名	商品の 供給、 資金の 貸借等	商品供給 売上	31,396	売掛金	2,930
							資金の貸借 および 支払代行	40,612	短期 貸付金	4,468
								27	立替金	305
							受取利息	27	未収収益	2
子会社	㈱松ノ木 薬品 (注) 2、3	—	医薬品・ 化粧品・ 生活雑貨 等の販売 および保 険調剤	—	—	資金の 貸借等	資金の貸借 および 支払代行	3,650	短期 貸付金	—
							受取利息	5	未収収益	—
関連会社	㈱ジップワンツ (注) 4	100	医薬品等 の卸売	50%	兼任 1名	商品の 仕入	商品の仕入	2,448	買掛金	410

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件は、当社の調達コストを基に決定しております。

3. 平成21年8月16日に株式会社ライフオートと株式会社松ノ木薬品は、株式会社ライフオートを存続会社として合併しております。

4. 取引条件については、市場価格等を勘案し、合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記事項

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 210円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円90銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記事項

(株式併合)

当社は、平成21年12月24日開催の取締役会において、平成22年2月6日開催予定の第3期定時株主総会に、株式の併合（5株を1株に併合）および単元株式数の変更（現行の1,000株から100株に変更）について付議することを決議しております。詳細については、連結計算書類の重要な後発事象に関する注記事項をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年1月6日

株式会社 アライドハーツ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野田 弘一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 敏宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	豊原 弘行	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アライドハーツ・ホールディングスの平成20年11月16日から平成21年11月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アライドハーツ・ホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年1月6日

株式会社 アライドハーツ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野田 弘一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 敏宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	豊原 弘行	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アライドハーツ・ホールディングスの平成20年11月16日から平成21年11月15日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年11月16日から平成21年11月15日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、CSR推進室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 追記情報

重要な後発事象に株式併合及び単元株式数の変更に関する事項が記載されている。

平成22年1月12日

株式会社アライドハーツ・ホールディングス監査役会

監査役（常勤）	川久保知子	Ⓔ
監査役	清水 明	Ⓔ
監査役	青木 清明	Ⓔ

(注) 監査役清水明及び青木清明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上